

令和3年度

PTA 災害補償制度は **P T A 活動中の児童・生徒・保護者・教員** の事故に対して補償をする制度です。

補償の内容		補償給付金	お支払いできない場合	掛金	期間
PTA 団体傷害保険 (百三十円)	日本国内における PTA 行事参加中に被ったケガについて保険金をお支払いします。	死亡保険金 264.9 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター災害共済給の対象となりうるべき児童・生徒のケガ ・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自転車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転、酒気帯び運転 ・病気・心神喪失 ・入浴中の溺水 ・妊娠・出産・早産 ・むちうち症、腰痛、医学的他覚所見のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波 	単Pの掛金は 1世帯 130円 × PTA 会員数 (教員数を除く)	六月一日午後四時から翌年六月一日午後四時までの一年間 加入申し込み締切日 五月七日(金) 必着
	※対象となる方	後遺障害保険金 約 10.5 万円 (障害等級により) ~ 264.9 万円			
	1.PTA 会員 (保護者・教職員) ならびに児童生徒 2.PTA 会員の同居の親族 3.PTA 行事への参加が事前に PTA に承認済の方	入院保険金日額 (180日限度) 5,500 円			
	・熱中症 ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 ・PTA 行事に参加するために被保険者の自宅との通常の経路による往復中のケガ	手術保険金 入院中 55,000 円 (1事故あたり1回) 手術の際の入院の有 入院中以外 27,500 円 無によって			
管理者賠償責任保険 (十円)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内で行われる PTA 活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて PTA または PTA 役員に法律上の損害賠償責任が生じた場合に損害賠償金や各種費用をお支払いします。 ・PTA および PTA 役員がトラブルに巻き込まれた際の法律相談費用 ・PTA のイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒を被った場合の賠償責任に対するの補償 	対人賠償 1名 1 億円 1事故 2 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・地震、噴火、津波 ・損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA 活動の終了後に行われた PTA 活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ・PTA 会員と同居する親族への賠償 ・保管物の欠陥、自然消耗による損壊 ・(飲食物) 廃棄、または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 ・(飲食物) 賞味・消費期限を過ぎた物 ・(法律) 自動車等の所有、使用、管理 ・(法律) 騒音・振動・悪臭・日照不足 	賠償掛金 10円 徳島県 PTA 連合会 基金から支出します ただし、傷害保険に加入している単Pのみ	
		対物賠償 1事故 1,000 万円			
		法律相談・クレーム費用 1事故 100 万円 期間中 1 億円			
		保管物に係わる賠償責任・対物賠償 1事故 10 万円 期間中 500 万円 (自己負担5千円)			

徳島県 PTA 連合会